

【介護老人保健施設 トトロみのる園 運営規程】

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人久康会が開設する介護老人保健施設トトロみのる園(以下「当施設」という)が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された入所者（以下「入所者」）に対し、介護保険法等の関係法令に従って、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、入所者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設は、入所者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下に、リハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要なとされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、入所者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある緊急やむを得ない場合以外、原則として入所者に対して身体拘束を行わない。
 - 3 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 当施設は、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、入所者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るい家庭的な雰囲気を重視し、入所者が「明るく」「個性豊かに」過ごすことができるよう努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに入所者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設で得た入所者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて入所者またはその代理人の了承を得るものとする。
 - 8 当施設は、介護保険サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 医療法人 久康会 介護老人保健施設 トトロみのる園
- (2) 開設年月日 平成10年3月16日
- (3) 所在地 〒889-0516 延岡市鯛名町422番地9
- (4) 電話番号 0982-37-3336
- (5) F A X 番号 0982-37-6780
- (6) 施設長氏名 佐藤 喜哉
- (7) 介護保険事業者番号 **介護老人保健施設** (4550380028号)

(従業員の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりとする。

必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者 1名
- (2) 医師 1名
- (3) 看護職員 7名
- (4) 介護職員 17名
- (5) 支援相談員 1名
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3名
- (7) 管理栄養士 1名
- (8) 介護支援専門員 1名
- (9) 事務職 3名
- (10) 調理職員 6名(委託)

上記の医師・看護職員・介護職員・理学療法士又は作業療法士・介護支援専門員・支援相談員・管理栄養士の人員数は法定人数以上を配置する。

(従業者の職務内容)

第6条 前項に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) **管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。**
- (2) 医師は、**入所者**の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、**入所者**の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (5) 支援相談員は、**入所者**及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (7) 管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、**食事相談**を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の**原案をたてるとともに**、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 事務職員は、入所者が快適な日常生活を営むことができるよう施設設備管理を行うとともに施設介護サービスの提供にあたり介護報酬の算定と請求を行う。
- (10) 調理職員は、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量等が確保された調理を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、以下のとおりとする。

定員 70名

療養室 個室：4室 二人室：5室 四人室：14室

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、入所者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、入所者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。

- (1) 施設サービス計画の立案
- (2) 医療及び医学的管理の下における看護・介護
- (3) 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- (4) 栄養管理、栄養状態の管理、食事の提供
- (5) 日常生活上のお世話
- (6) 相談援助サービス
- (7) 行政手続きサービス

(入所者負担の額)

第9条 入所者負担の額を以下の通りとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費・入居者が選定する特別な質料及び特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費、理美容代、行事費、健康管理費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、重要事項説明書に掲載の料金により支払いを受ける。

※「食費」、「居住費」において、国が定める負担限度額段階をご覧ください。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底をはかる。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第11条 当施設は、入所者の人権の擁護、虐待発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底をはかる。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第 12 条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護を努めるとともに、褥瘡防止対策マニュアル(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項は以下にとおりとする。

- ・当利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取していただく。
食費は第 9 条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第 8 条の規定に基づき入所者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理決定できる権限を委任いただくこととする。
 - ・施設内での生活は施設長、その他職員の指導に従って下さい。
 - ・秩序を乱す行動や言動を慎んで下さい。
 - ・入所者が外出、外泊をしようとする時は、所定の手続きをとり、施設長の許可を得て下さい。
 - ・入所者の日常生活、通信、宗教などは本人及び当施設の運営に支障のない限り自由ですが、下記事項を厳守願います。
 - ①療養方針を守って下さい。
 - ②持ち込み許可以外の物品は持ち込まないで下さい。
 - ③入所者間の貸借は、ご遠慮下さい。
 - ④施設内での宣伝活動、勧誘は禁止します。
 - ・入所者への面会は、本人及び当施設の運営に支障のない限り自由ですが、下記事項を厳守願います。
 - ①面会時間は午前 7 時から午後 9 時とします。
 - ②面会は面会票記入のうえ、職員に許可を得て下さい。
 - ③時間外、飲酒後の面会はお断りします。
- *所持品等紛失、破損について当施設では、一切責任を負いません。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には事業管理者が指定した職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 入所者を含めた総合避難訓練……年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……随時その他必要な災害防止対策についても、必要に応じて対処する体制をとる。
- (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努める。

(事業継続計画)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 16 条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、入所者に対し必要な措置を行う。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
- 3 入所利用中に入所者の心身の状態が急変した場合、当施設は、者及び扶養者が指定する者に対し、緊急に連絡を行う。
- 4 事故発生防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 5 前 4 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

第 17 条 当施設職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を順守し、業務上の指示命令に従い、事故の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、次の事項を留意すること。

- (1) 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものは除く)に対し、認知症介護に係わる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 19 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人久康会就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条 当施設職員は、当法人が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別添)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね3ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条 当施設職員に対して、当施設員である期間及び当施設職員でなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、当施設職員等が本規定に反した場合は、就業規則に則り処分を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事業のある場合を除き、入所定員及び居室定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、入所者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(サービス内容に関する苦情・相談)

第24条 当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての入所者及び扶養者からの相談又は苦情等について、相談苦情対応窓口を設置し、迅速に対応する。

第25条

- | | |
|-----------|--|
| *協力医療機関 | 延岡市医師会病院
〒882-0856 延岡市出北6丁目1621
TEL 0982-21-1302 |
| *協力医療機関 | 平田東九州病院
〒889-0503 延岡市伊形町4791
TEL 0982-37-0050 |
| *協力歯科医療機関 | 斎藤歯科医院
〒889-0513 延岡市土々呂町4丁目4085-1
TEL 0982-37-6480 |

付 則

この運営規程は、令和6年2月1日より施行する。